長野県史料保存活用連絡 協議会の設立にむけて

ー はじめに 一今なぜ史料協か一

1 長野県における史料保存活用の現状

長野県は歴史研究に熱心な方が多く、これまでに『長野県史』をはじめとして多くの自治体誌が編さんされてきた。そして平成6年には長野県立歴史館が開館した。しかしながら、編さん事業への取り組みは早かったものの、史料保存への対応が遅れ、編さん後の利用面で障害となっていた。加えて、今後5年程度すればほとんどの市町村の編さん事業が終了してしまうという状況が見えてきた。あと5年で何ができるのか?史料を残していきたい、長野県に史料保存活用の輪を普及させたい、今こそ何かしなくてはという思いは次第に強いものになっていった。

2 「20世紀のうちに長野県に史料協を! |

これまで歴史館が年に一度の講習会を開催 してきていた。互いに研鑽する場としてよう やく位置づいてきた。特に本年度は史料協の 発足をいくらかでも進めるため、年三回の講 習会をもち、博物館・図書館関係者、編さん 室職員などと出席者を限定しながら開催し た。「20世紀のうちに長野に史料協を! | と いう想いは次第に強くなっていった。しかし 歴史館の職員は学校現場からの派遣のため数 年で交代しまうこと、県内各地で実践を積ん でいる人の力を得て進めることがより有効で あること、歴史館に総てをおんぶするのでな く地域の史料は地域でという意識を形成する こと、公文書館法の普及をはかれることなど に注目した。史料協の有用性を十分に検討し 評価した上で一歩踏みだそうと考えた。さら に長野県には小規模自治体も多く、史料保存 に関して予算面でできる限り安価な、より良

い保存用品を利用したいという願いが強くな っており、それに応えるために史料協の力 (共同購入等) が必要だと考えるようになっ てきた。

3 長野県の史料協の特徴

会員は市町村を原則とするが、機関会員で も、私立の資料館でも、個人でも入会は可と することにした。いわば、全史料協の長野県 版といえるであろうか。会費を極力抑え、ま ず多くの参加を呼びかけている。不備な点は あろうが、随時検討していくことで、輪を広 げていこうと考えている。

二 設立にむけての歩み

史料協設立に向けての歩みは、平成8年11 月歴史館主催の第一回講習会の参加者から、 県及び市町村の連携の必要性や情報のネット ワーク化について意見がだされたことに始ま る。他県では史料協があるが、長野県ではど うしていくのかが問われ、準備(検討)委員 が選出された。

平成9年度には他県の事情について調査を 開始し、近県である新潟・埼玉・群馬の実地 調査と電話による他県の状況調査が行われ た。それらの調査をふまえ、平成10年3月に 第一回準備会を開催した。通信「長野史料ネ ットワーク | を発行し、準備会の様子を中心 に情報を提供し始めた。第二回準備会では、 長野県内の史料保存・活用の実態を明らかに すべきだという意見がだされ、歴史館が「行 政文書・古文書等の保存・活用に関するアン ケートーを実施し、講習会で結果を報告した。 さらに講師として埼玉県立文書館の新井浩文 氏から、埼玉県地域史料保存活用連絡協議会 の動向をお聞きする講座を設定し、関心を高 めた。

平成11年度に入ると、本課である県教育委 員会文化財・生涯学習課の応援も得られた。 第三・四回準備会では、会則、事業計画等に ついて協議をおこなった。今後役員等の問題 をクリアーした上で、正式には平成12年度を もってスタートを切る段取りとなっている。

三 今後の課題と展望

すでに入会希望についてのアンケート調査 を実施した。平成12年4月には、総会及び講 習会の通知と入会申込書の送付がおこなわれ るはずである。しかし今後の展開には厳しい ものがある。「趣旨は理解できるが、現在負 担金については検討中であり、かなり必然性 等議論になる | といった返事もいただいてい る。文書課サイドの動きはいまだに鈍い。既 存の連絡組織がないなか、手探りで進めてき たこれまでの動きも決して平坦ではなかっ た。しかし、「機関として不可能ならば個人 会員として入会する | といった希望や願いを もって集う人も確実にいる。ぜひこんなネッ トワークの芽を大事にして、長野県にも史料 保存活用の種を蒔きたいものである。全国各 地の諸先達のご援助を請うものである。

梅原康嗣・長野県立歴史館